

三原燃第21-0864号

令和4年3月31日

原子力規制委員会 殿

茨城県 川622番地1
三菱 秀
代表 夫

核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請に係る変更届

平成30年7月4日付け三原燃第18-0394号をもって申請し、平成31年3月12日付け三原燃第18-1167号、令和元年5月22日付け三原燃第19-0059号、令和元年9月11日付け三原燃第19-0386号、令和2年3月31日付け三原燃第19-0855号、令和2年6月15日付け三原燃第20-0161号、令和3年4月2日付け三原燃第21-0003号、令和3年8月30日付け三原燃第21-0351号、令和3年10月21日付け三原燃第21-0473号、令和3年11月19日付け三原燃第21-0526号、令和3年12月24日付け三原燃第21-0630号、令和4年1月6日付け三原燃第21-0667号、令和4年1月28日付け三原燃第21-0749号をもって変更を届け出た核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の五第2項の規定に基づき、別紙のとおり届け出いたします。

別 紙

1. 変更の内容

- (1) 申請書記載事項の「四. 検査を受けようとする事項、期日及び場所」について、以下のとおり変更する。(変更箇所を下線で示す。)なお、申請書記載事項の「三. 工事工程表」の別添1についても未定とする。

(変更前)

ロ. 期 日

平成30年7月4日～令和4年3月31日

(変更後)

ロ. 期 日

平成30年7月4日～未定

- (2) 申請書記載事項の「五. 申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期」について、以下のとおり変更する。(変更箇所を下線で示す。)

(変更前)

令和4年4月

(変更後)

未定

2. 変更の理由

- ・ 現在、検査工程の見直しを行っている状況であり、具体的な検査日程が確定しないため。

以 上